

2 審査細目

(1) ポンプ車・小型ポンプ・小型ポンプ積載車操法★に関する共通事項

※以降、各事項末尾のカッコ書きについては減点等の項目とする。

- ① ホース延長時、第1、第2ホース操作員が第3ホースを引き寄せ等の作業をする必要が出てきた場合には、その原因を発生させた操作員を減点する。(操作員により減点項目は異なる。)
- ② 第1ホース延長時、延長地点を間違え余裕ホースがなくなった場合は減点する。(「延長要領不適」、「余裕ホース確保不適」)このような状態であっても、機関操作員はホースに触れさえすれば、配意したとみなし減点しない。
- ③ 機関操作員が余裕ホースに配意する際、第1ホースのよじれ等を修正してもよい。ただし、第2結合金具が移動(引きずり)した場合は減点する。(「踏みつけ、落下、けとばし等」)
- ④ 筒先操作員が「放水始め」と合図し、伝令の復唱を確認する前に火点に向かって前進した場合は減点する。(「第3ホース延長要領不適」)
- ⑤ 火点側余裕ホースに半回転等のよじれ等が多少あっても減点しない。ただし、送水前に筒先操作員と余裕ホース間の直線部分がおおむね1メートル確保されていない場合は減点する。(「余裕ホース確保不適」)
- ⑥ 送水前の「ホースのよじれ」については、延長ホースの一地点において、一回転以上のよじれが発生又はホースが渦巻状等に交錯した場合は、送水に支障があるものとして減点する。また、ホースの延長ラインは、全体的な、「蛇行」「弛み」「よじれ」等について審査し、不適当な場合は減点する。(「展張要領不適」)
- ⑦ 放水中の筒先操作員の「ふらつき」とは、右手が腰部から離れた場合、又は足の踏み換え等が生じるなど地面を移動した場合をいい、当該行為が認められる場合は減点する。(「注水姿勢不安定」)
- ⑧ 筒先操作員の排水操作終了後、「右手でノズルを握り」とは、右手でノズルを横から握り、右足ぎわに置いて立ち上がるものとする。ただし、姿勢を正したときに、筒先が地面から浮いてしまう場合は、筒先を置いた後、右手でノズルを上から握っても良いものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「排水操作不適」)
- ⑨ ホース延長の際、第2結合部の停止要領は、操法実施要領の8操法実施上の基本的事項(1)ウのただし書きのとおりの流れでよいものとするが、第3結合部では確実に停止した後、左手をおろし節度をつけるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「第2ホース延長要領不適」)
- ⑩ とび口の長さは、1.5メートル以上あればよい。そのため破壊地点におけるとび口の構えは、左手で柄を持つ位置が中央からずれても、左腕が、水平であれば良いものとする。また右手は、柄の後端からおおむね10セ

ンチメートル残した位置を握るものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「姿勢不適」）

- ⑪ ホースを結合する際、第3結合部において、第2ホースと第3ホースが離れている場合や重なりが生じている場合は、第3ホースめす金具を第2ホースおす金具付近に両手で持ってきて、一旦結合位置に置き（節度は問わない）、その後、ホース結合要領に従って結合する。
これらの結合要領が適正に行われなかった場合は減点する。（「第3結合要領不適」）
- ⑫ 筒先からの放水方向が上下左右に1メートル以上ぶれた場合は減点する。（「注水姿勢不安定」）
- ⑬ 吸管伸長時に、吸管が地面に接した場合は減点する。（「吸管伸長操作不適」）
- ⑭ 各結合要領を操法実施要領に基づき円滑に実施しない場合は減点する。（「結合要領不適」）
- ⑮ 号令に誤り等があった場合は、正しく訂正されても減点する。（「号令の不明確、誤り」）
- ⑯ 操法実施中、各番員は極端な誇張又は敏しょう性や士気に欠ける等の不自然な動作は、行わないこととする。（総合審査で評価）
- ⑰ 実施要領に記載のない逸脱した行為があった場合（減点項目に該当がない場合）は、前後の動作を含めてそれに相応しい項目で減点する。
- ⑱ ホース展張時は、身体及び左足先を火点側に向けるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「展張要領不適」）
- ⑲ 第2ホース延長の際は、おす金具を腰に付けた後に左手を体側から腰に上げるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合はそれぞれ減点する。（「延長要領不適」）
- ⑳ 標的を落とした後や筒先員交替時に、筒先員のふらつき防止や筒先ぶれ防止を目的とするような減圧をした場合には減点する。（ポンプ車の部④番員、小型ポンプの部③番員、小型ポンプ積載車の部③番員★「規定外圧力送水」）
- ㉑ 計時審査対象外部分のかけ足の速度は、消防訓練礼式のかけ足の歩調以上とする。（総合審査で評価）
- ㉒ 注水後のホースの修正は、注水補助をする場所を確保できていない場合やホースのよじれ等により著しく注水に支障がある場合に行い、競技の遅延につながるような不必要なホースの修正は行わないものとする。（総合審査で評価）

(2) ポンプ車に関する事項

- ① 2番員の注水補助で、注水部署（1番員の反対側一步後方）位置がとれない場合は、ホースの形状を整え、伝達位置を確保し、1番員の一步後方で「伝達終了」の呼唱をするものとし、これらの動作が適正に行われなか

った場合は減点する。（「伝達要領不適（終り）」）また、注水補助の姿勢は、反動力に耐える自然な前傾姿勢（膝を地面に着けない）とし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「注水補助不適」）

- ② 上限圧力設定機能（定圧送水装置）の付いている機種を使用しても、放水時一時的に規定圧力を越えれば減点する。（「規定外圧力送水」）
- ③ 注水補助に伴う筒先からの放水方向については、左右に1 m以上ぶれた場合は減点する。（「注水姿勢不安定」）
- ④ 大会に使用する車両は必ず事前審査を受けることとし、事前審査を通過した状態で車両を出場させるものとする。（総合審査で評価）
必要な箇所について事前に写真での審査の実施★

(3) 小型ポンプに関する事項

- ① 揚水時、ポンプが著しく動くと減点する。（「揚水操作不適」）
- ② 指揮者の筒先を背負う位置は、筒先の「延長線」から左右の足が、完全に水利側に入っている位置とし、その際に膝及び肘等は火点側に出ても良いものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「筒先搬送要領不適」）
- ③ 吸管搬送時は、とび口の柄を跨がないものとし、この動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「吸管伸長操作不適」）
- ④ 1番員が第1ホースを展張に便利な位置に搬送するときは、ホースを持って後方を確認するものとし、この動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「第1ホース展張要領不適」）
- ⑤ 吸管バンドを踏みつけた場合は減点する。（「踏みつけ」）
- ⑥ 吸管バンドの取り外しは、確実にするものとし、取り外したバンドが吸管上に残ったままで、吸管操作をおこなった場合は減点する。（「吸管伸長操作不適」）
- ⑦ 操法に使用する機械器具の不要な工作やぎ装をしてはならない。（総合審査で評価）

(4) 小型ポンプ積載車に関する事項

ア ポンプ車に関する事項より

- ④ 大会に使用する車両は必ず事前審査を受けることとし、事前審査を通過した状態で車両を出場させるものとする。（総合審査で評価）
必要な箇所について事前に写真での審査の実施★

イ 小型ポンプに関する事項より

- ⑦ 操法に使用する機械器具の不要な工作やぎ装をしてはならない。（総合審査で評価）

審査指針

- 1 審査は、誰が見ても「目で見てわかる」結果主義の審査を第一とし、審査員の主観及び心象で審査を行ってはならない。
- 2 行動審査は、「操法実施要領」に基づき「隊員別審査表」の各減点項目について審査を行い、その要点は、不確実な操法についてのみ減点を行い、特に決まりのない動作、行動からは減点しない。
- 3 総合審査は、「全国消防操法大会操法実施要領」に基づき「総合審査表」の各項目について審査を行い、その要点は、操法全般における規律及び節度、安全性、ホースラインの形状、操法遵守度等について総合的な判定を行い審査する。
- 4 審査上の疑義判断は、「審査要領」「実施要領」により行い、操法の精神を逸脱しないようにする。

審査員心得

- 1 審査員は、各都道府県消防協会長から最適任者として推薦された者であることを自覚し、自信を持って審査に当たること。
- 2 審査員は、卓越した知識、技能を発揮し、審査に当たっては、厳正かつ公平を期すること。
- 3 審査員は、大会運営の一員として、誤解を招くような言動を厳に慎み、円滑な審査運営に努めること。
- 4 審査で得た情報は、一切口外してはならない。